

平成18年12月4日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は30人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより平成18年12月橋本市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（上田順康君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（上田順康君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から平成18年11月24日付、橋総第131号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案26件が送付されております。議案は、お手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から平成18年11月9日付、橋監委第77号をもって例月出納検査報告書、同じく平成18年11月21日付、橋監委第82号をもって、平成18年度第一次定期監査実施報告書のそれぞれ提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、総務委員長、経済建設委員長及び文教厚生委員長から行政視察報告書の提出がありましたので配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成18年9月1日から11月30日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 辻本君、13番 松浦君、25番 岡勲君の3人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（上田順康君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について から、日程第28 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について までの26件

○議長（上田順康君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について から、日程第28 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について までの26件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようござ

います。

本日、12月橋本市議会定例会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方には、年末何かとご多用の中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今年も日本列島は九州の台風など、大きな災害がもたらしました。先月には、また北海道を襲った竜巻は、その被害に改めて防災の必要性を強く認識するところでございます。

ところで、平成の大合併により平成11年3月に3,232あった市町村数が18年4月には4割以上に減少し、1,820の自治体となりました。これにより、583の新しい自治体が誕生いたしましたところでございますが、このことは5,000万人以上の住民に影響の及ぼす大事業でございます。私どもの橋本市もその中で誕生いたしました。初年度もはや年の瀬を迎え、この間、議員各位には合併後の諸問題の解決、あるいは各種イベントに向けての多大なお力添えをいただき、厚く感謝を申し上げたいと思います。

また、本日、午後におきまして開催をお願いいたします全員協議会において、ご報告申し上げますことになっております行政改革大綱が行政改革推進懇話会で協議されまして、本年11月策定いたしました。今後はこの行政改革大綱と改革に基づき策定いたしました集中改革プランにより、行政改革を積極的に推進いたしてまいりたいと考えてございますので、議員各位におきまして、どうぞ今後ますますのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この場をおかりいたしまして、ご報告が2件ございます。

1件目は、菜の花の栽培についてでございますが、去る10月28日に社会教育団体、約150団体と市職員の総勢800名のボランティア参

加のもと、市内4カ所、橋本市3カ所、高野口1カ所、約1万㎡において菜の花の種まきを実施いたしました。来春には黄色いじゅうたんを敷き詰めたように菜の花が咲き乱れ、皆さんの目を楽しませ、心を癒してくれることと思います。高野口はまだ施してございませんが、橋本の病院前一带につきましては、生ごみ堆肥をすきこみまして、花を育てるということになって実施いたしてございます。ひとつ、今後ともこの面につきましても関心を持っていただきまして、PRをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、2件目でございますが、各方面の方々に議員をはじめ大変お世話になったわけでございます。去る11月17日に東京虎ノ門のパストラルにおきまして、東京橋本会を設立、総会をいたしました。国会議員各位や本市各団体の代表の方々を来賓に迎え、約60名の会員の方々のご出席をいただき、盛会のうちに終えたことを皆さんにご報告を申し上げたいと存じます。

議会からは、上田議長さん、杉本副議長さんを代表いただきまして、ご参加いただいたわけでございますが、議員の皆さんにおかれましても、今後、またご参加いただける機会が多くあろうと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

このことにつきましては、本市の発展のために可能な限り情報の提供を東京橋本会の皆さんに約束をできたわけでございます。また本市から市報の発送であるとか、できるだけ有効に、そしてまた綿密に今後この問題について取り組んでいただきながら、ふるさとの現状をさらに飛躍発展をしていくことを目的に、積極的に今後取り組んでまいりたいと考えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案する議案につきましてご説

明をさせていただきます。

今議会には承認案件2件、平成18年度一般会計及び各特別会計、企業会計、補正予算案件10件、条例関係7件、その他市道認定など5件、選任案件2件、合わせて26件を上程いたしてございます。

まず、承認第1号でございますが、平成18年8月27日の豪雨災害により、農地8カ所、農業用施設1カ所が被災し、災害復旧に急施を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成18年度一般会計補正予算（第2号）を専決処分したもので、議会の承認を求めるとのものです。

承認第2号は、平成18年11月30日に和歌山県知事選挙が告示されるのに伴い、急施を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成18年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分したもので、議会の承認を求めるとのものです。

次に、議案第1号から議案第10号までは平成18年度一般会計及び各特別会計・企業会計の補正予算であります。

議案第1号は、平成18年度橋本市一般会計補正予算（第4号）であり、歳入の主なものを申し上げますと、市税として3,300万円、地方交付税のうち普通交付税として1億9,990万3,000円を増額補正したほか、国及び県費補助対象事業の実施や変更に伴い国庫支出金として1億5,768万7,000円、県支出金として2,772万2,000円をそれぞれ増額補正いたしました。

また、繰入金といたしまして、財政調整基金等から1億5,900万7,000円を繰り入れ、一般財源不足額の調整を行っております。

次に、市債でございますが、今議会で条例提案をいたしました橋本市地域づくり基金の造成のため発行する合併特例債7億6,000万円を計上したほか、高野口地区公民館建設事

業の変更に伴う増減額などを予算化いたしました。

また、歳出の主なものを申し上げますと、総務費では退職勧奨等により早期退職者が増加したことから、退職手当として3億2,361万円を増額補正するとともに、橋本市地域づくり基金の積立金として7億9,999万9,000円を予算計上いたしました。この基金は合併後の地域住民の連帯強化や地域振興を図る目的で造成され、積立金の95パーセントは合併特例債を活用し、積み立てることになります。

また、平成19年4月に行われる和歌山県議会議員の告示日が3月30日となることから、県議会選挙経費として404万9,000円を今回補正しております。

民生費では、今年度の介護保険法の改正により、創設された新予防給付及び介護予防事業について、費用対効果を検証するための経費400万円を計上いたしました。なお、本事業は国の指定を受け実施するもので、全額補助金が交付されます。

衛生費では、花と緑のリサイクル事業として、生ごみ堆肥推進地区に配付する花の種や苗などの経費等を増額するほか、市民病院への繰出金として交付税措置分など4,840万9,000円を増額補正することにいたしました。

次に、農林水産業費では、本年度工事を予定していた九重農免農道の減額補正や市脇ほ場整備事業の変更に伴い予算組み替えを計上したほか、土木費では、各地区から要望が多い市道の修繕、改良、舗装工事費を増額補正するとともに、紀の川河川敷にある向副グラウンド進入路拡幅工事を予算化いたしました。このことにより、グラウンドへの進入がスムーズになり、イベント開催時の渋滞緩和や交通安全対策等が図られると考えてございます。

また本年度から施行する高野口地区公民館をまちづくり交付金事業として実施すべく、

本体工事費及び北別館解体費などを土木費へ組み替えを行うとともに、本体工事については平成19年度までの債務負担行為とし、来年度において残る1億3,050万円を予算化することになりました。

教育費では、土木費へ組み替えた高野口地区公民館建設費の減額をはじめ、教育委員会部局職員の退職手当として2,866万9,000円を補正いたしました。なお、職員退職手当の補正額については、市長部局と教育委員会部局を合わせて3億5,227万9,000円となります。

以上、一般会計の12月補正予算額は10億4,611万円で本年度累計予算額は246億9,337万2,000円の規模となります。

続きまして、議案第2号 平成18年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、一般被保険者及び退職被保険者等の医療費の増加に伴う療養諸費の増額補正が主なものであります。

議案第3号 平成18年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、西畑西地区未給水地区水道整備工事費の減額及び前年度繰越金の計上により、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第4号 平成18年度橋本市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入として医療費国庫負担金の現年度及び過年度分の増額と前年度繰越金を予算計上したほか、歳出では、主なものとして医療費の伸びによる医療給付費を増額補正いたしました。

議案第5号 平成18年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主なものは、北部大規模開発地域の公共下水道接続に伴い下水道使用料が増額となる一方、流域下水道維持管理費負担金も増加するため、歳入歳出とも増額補正いたしました。

議案第6号 平成18年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

は、歳入歳出とも事業費の確定により減額補正であります。

議案第7号 平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護予防サービス給付費の減額と居宅介護サービス給付費の増額及び地域介護・福祉空間整備等補助金の補正が主なものであります。

なお、地域介護・福祉空間整備事業等補助金につきましては、全額交付金として国から交付されます。

議案第8号 平成18年度橋本市指定訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入において訪問看護医療業務受託料のほか前年度繰越金を予算計上するとともに、歳出として、人員増加に伴う賃金や指定訪問看護事業基金への積立金を補正いたしました。

議案第9号 平成18年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出として、職員の異動に伴う人件費の減額、固定資産の除却等による減価償却費の減額のほか、企業債借入額及び借入利率の確定による償還利息の増額が主なものであります。

また、資本的収入として、中心市街地土地区画整理事業に伴う水道管移設工事補償金の減額、支出においては職員の育児休暇取得による人件費の減額と中心市街地土地区画整理事業に伴う水道管移設工事費を減額補正するものであります。

なお、平成16年度から委託をいたしております浄水場運転業務については、さらに平成19年度から21年度までの3カ年で、総額1億2,336万円の限度額を設定し、債務負担行為としております。

議案第10号 平成18年度橋本市病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入において繰入金の増額、支出においては職員の異動、退職に伴う人件費等を予算計上いたしました。

議案第11号は、橋本市地域づくり基金条例の制定についてであります。合併後の市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、合併特例債等を原資に基金を造成し積み立てたく、本条例を制定するものであります。

議案第12号は、橋本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものについては、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17により、長期継続契約を締結することができる旨、規定されているところから本条例を制定するものであります。

議案第13号は、高野口町・町民会館設置及び管理条例を廃止する条例についてであります。高野口地区公民館の建設に伴い、高野口町町民会館を解体撤去するため、本条例を廃止するものであります。

議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてであります。これは、製造業助成金と情報通信業助成金における交付基準及び交付条件の見直しを図り、正社員雇用を誘導し安定した雇用を確保するために見直しを図るものであります。

議案第15号は、橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地籍調査成果資料に関する写しの交付について、地方自治法第227条の規定にのっとり、特定の者のためにする事務として本条例に定め、料金の徴収を図るものであります。

議案第16号は、橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、健康保険法等の一部を改正する法律が定められたことで、和歌山県重度心身障害児（者）医療費補

助金交付要綱が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

議案第17号は、橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方公務員災害補償制度との整合性を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令で、本年9月26日に公布施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

議案第18号は、市道の認定についてであります。これは、菖蒲ヶ丘線を新たに市道として認定するものであります。

議案第19号は、損害賠償の額を定めることについてであります。これは、平成18年8月2日に発生した業務災害（交通事故）において、介護高齢課職員に物損9割の過失があり、被害者への損害賠償の支払いが生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更についてであります。これは、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成19年1月1日から同組合に大辺路衛生施設組合を加入させるため、組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴う組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、和歌山地方税回収機構規約の変更についてであります。これは、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合規約の変更に係る協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。健康保険

法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されます。これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、後期高齢者医療制度に関する事務等処理するため、地方自治法第284条第3項の規定に基づき、和歌山県内全市町村を構成団体とする和歌山県後期高齢者医療広域連合を平成19年2月1日に設立するとともに、規約を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

選第1号及び選第2号につきましては、人権擁護委員のうち水本加代子氏及び森本勲氏が、いずれも平成19年3月31日をもって任期満了となるのに伴い、引き続き両氏を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、承認2件、議案22件及び選2件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

○議長（上田順康君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明12月5日から12月10日までの6日間は、議案調査等のため休会とし、12月11日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前9時58分 散会）